

議第200号

京都市立小学校条例等の一部を改正する条例の制定について
京都市立小学校条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年5月16日提出

京都市長 門川大作

京都市立小学校条例等の一部を改正する条例

(京都市立小学校条例の一部改正)

第1条 京都市立小学校条例の一部を次のように改正する。

別表位置の欄中「京都市左京区岩倉下在地町340番地の1」を「京都市左京区岩倉北四ノ坪町33番地」に改める。

(京都市立中学校条例の一部改正)

第2条 京都市立中学校条例の一部を次のように改正する。

別表位置の欄中「京都市左京区岩倉忠在地町309番地」を「京都市左京区岩倉忠在地町823番地」に改める。

(京都市児童館及び学童保育所条例の一部改正)

第3条 京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市岩倉南児童館の項中「京都市左京区岩倉下在地町213番地の1」を「京都市左京区岩倉北四ノ坪町35番地」に改める。

附 則

この条例は、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業の換地処分の公告があつた日の翌日から施行する。

提案理由

京都市立岩倉南小学校等の位置の表示の変更に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。